

第4章 本質的価値と構成要素

(1) 本質的価値と構成要素の概観

名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」における構成要素を以下のように整理する。

①本質的景観要素

- ・『おくのほそ道』、『曾良旅日記』及び『名勝備忘録』に記述された要素、もしくは芭蕉来訪時に確実に存在していたと考えられる要素を、指定地の風致景観における本質的価値を表す有形の自然的人工的な諸要素である「本質的景観要素」と定義する。

②歌枕顕彰要素・環境整備要素

- ・『おくのほそ道』以降の歌枕の保護・顕彰活動によって指定地内にもたらされたもの、もしくは絵図や文献などに描写されたものは、指定地の風致景観の由緒・来歴を示す歴史的に重要な要素であることから、本質的価値の保存に影響を及ぼす有形の諸要素として「歌枕顕彰要素」と定義する。
- ・歌枕の保護・顕彰以外の環境整備等によって指定地内にもたらされたものは、現在まで息づく景観形成の産物であり、本質的価値の保存に影響を及ぼす有形の諸要素として「環境整備要素」と定義する。

③無形の要素

- ・指定地に関連する句会や地元住民による維持管理は、本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ行為であり、「無形の要素」と定義する。

④周辺要素

- ・壺碑（つぼの石ぶみ）における多賀城跡、末の松山における丘陵と寺院・墓については、指定地外に本質的景観要素が広がっていることから、「周辺の本質的景観要素」と言える。
- ・指定地外にあるもののうち、興井の柵や水路・道路、末の松山における道路など、今後の周辺地域を含めた一体的な保全・景観向上の措置を講じる可能性がある要素を「周辺要素」と定義する。

(2) 壺碑（つぼの石ぶみ）

①概要

「壺碑」とは、平安時代の終わり頃から歌に詠み込まれた歌枕である。「むつのくの おくゆかしくそ 思ほゆる つぼのいしぶみ そとの浜風」（西行）や、「みちのくの いはで忍ぶは えぞ知らぬ かき尽くしてよ 壺のいしぶみ」（源頼朝）などの歌に見えるように、多くの人々が、はるかなみちのくにあるとされた碑を歌に詠んだ。

現在多賀城碑と呼ぶこの碑は、江戸時代初めに発見され、当初から「壺碑」と関連づけられた。こうした著名な歌枕「壺碑」の発見は、大きな話題となり、松尾芭蕉をはじめ井原西鶴、新井白石など、当時の文人や学者の注目するところとなった。随筆や案内記に収められ、さらに広く人々に知られることとなっていったのである。芭蕉が訪れたのは、まさにこのような時期であった。

元禄2年（1689）5月8日、仙台を出発した芭蕉は、画工加右衛門から贈られた絵図に従い、「おくの細道の山際に十符の菅」を見ながら、北西側から壺碑（つぼの石ぶみ）に辿り着いたと考えられる。「おくのほそ道」の旅で、名所・旧跡・歌枕を訪ね歩いた芭蕉は、これまでの道中で、「むかしよりよみ置ける歌枕、おほく語り伝ふといへども、山崩れ、川流て、道あらたまり、石は埋て土にかくれ、木は老いて若木にかはれば、時移り代変じて、其跡たしかならぬ」現実直面に直面してきた。しかし「壺碑（つぼの石ぶみ）」と対面し、この碑だけは、変わらぬ姿を留めているのを見て、「爰に至りて疑いなき千歳の記念、今眼前に古人の心を閲す。行脚の一徳、存命の悦び、羈旅の労をわすれて、泪も落つるばかり也」と、感動の文章を『おくのほそ道』にしたためている。

この「壺碑」の章は、記述にみられる芭蕉の歴史に対する感動が、芭蕉が『おくのほそ道』の道中で発想したと言われる「変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものとを同時に捉えようとした「不易流行」の精神」の原点となったという説もあることから、『おくのほそ道』の中でも重要な場面であると評価される。

芭蕉が訪れてから2年後、徳川光圀は『大日本史』編さんのため家臣の丸山可澄を多賀城に派遣し、碑が苔むした状態であることを知った。『おくのほそ道』にも、「苔を穿て文字幽也」とあり、それを裏付けている。可澄の報告を受けた光圀は、碑を修復し覆屋を建て、後の世まで伝えるようにとの書簡を仙台藩4代藩主伊達綱村に送っている。これを受けて間もなく、覆屋が建てられ、今日に至るまで碑が守られている。

②指定地の現況

・指定地内の現況

「壺碑（つぼの石ぶみ）」は特別史跡多賀城跡附寺跡の指定地内にあり、多賀城碑が立つ低丘陵一帯が名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）」の指定地である。丘陵上には地山から突き出た巨石が露出している。この丘陵は、宅地の造成や土取りにより、かつての地形が削平されている部分がある。

指定地内には、これまでの調査により、多賀城南門と東西に横断する築地塀が発見されている。その多くは土の中に埋もれたままであり、築地塀の基底部のみが確認できる。

狭義の「壺碑」は多賀城碑のことを指す。この碑は、指定地の中央北側に位置している。高さ248cm、最大幅103cmで、花崗岩質砂岩という硬質の石材を用い、碑面のみ平滑に加工されている。ほぼ真西を向き、下部を約50cm埋めた状態で垂直に立っている。現在の覆屋は、明治8年の建造と見られ、平成9年度に解体修理が行われた。多賀城碑は、平成10年には国指定重要文化財（古文書）に指定されている。

多賀城碑周辺には、奈良で墨製造業を営んでいた古梅園が中心となり仙台や塩竈の商人も加わって、享保14年(1729)に現在の市川橋付近に建てられた「つぼのいしぶみ道標」が移設されている。また、地元の歌人が芭蕉を顕彰して建立した「芭蕉翁礼贊碑」や、大正天皇の即位を記念した「御即位紀念風致林」碑などが建てられており、古くから歌枕の地として保護顕彰活動が活発に行われてきたことを物語っている。

樹木に囲まれた指定地一帯の風景は、多賀城跡内でもひとときわ風情のあるたたずまいをみせている。平成9年に実施された多賀城碑周辺の植生調査では、江戸時代末に発芽したクロマツ、明治時代末に発芽したアカマツとスギが確認されている。このうち、明治時代末に発芽した樹木は、大正天皇の即位を記念して植えられたと考えられる。

宮城県多賀城跡調査研究所により、昭和53年～57年にかけて、古代遺構を対象とした環境整備が実施された。現在は南北大路が平面的に復元されており、今後多賀城南門や築地塀等が立体復元される予定となっている。指定地内には、要所に古代遺構の説明板が設置されており、来訪者への理解を促している。ほぼ中央の丘陵上に設置された四阿やベンチなどは、来訪者や地元住民などに憩いの場を提供している。東西に横断する園路や西側のトイレにより、来訪者の利便性が向上している。

・指定地周辺の現況

指定地は、特別史跡多賀城跡附寺跡の南側中央に位置しており、周辺は全て特別史跡多賀城跡附寺跡内である。指定地の北側は県道新田浮島線、西側は市道水入線が通る。

特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画では、指定地の北側はS重点遺構保存活用地区と位置付けられており、政庁－南門間道路が復元されている。そのさらに北側の丘陵上には政庁跡があり、正殿、脇殿、後殿、政庁南門、築地塀などが平面的に復元されている。指定地内の南北大路、南門を経て政庁－南門間道路をとおり政庁跡へと至るルートは、古代多賀城を来訪する際のメインルートとなる。

一方、指定地の東側と西側はC湿地環境保全地区に位置付けられており、東側には多賀城市が管理するあやめ園、西側には水田が広がる。南東側は、現在はあやめ園の臨時駐車場となっているが、南北大路への導入部として、ガイダンス施設や駐車場の敷設などが予定されている。



丘陵



多賀城碑



多賀城跡（南門付近の写真）



覆屋



植生



現況

完成イメージ

古代遺構の復元整備



つぼのいしぶみ道標



記念碑・顕彰碑



園路



ベンチ



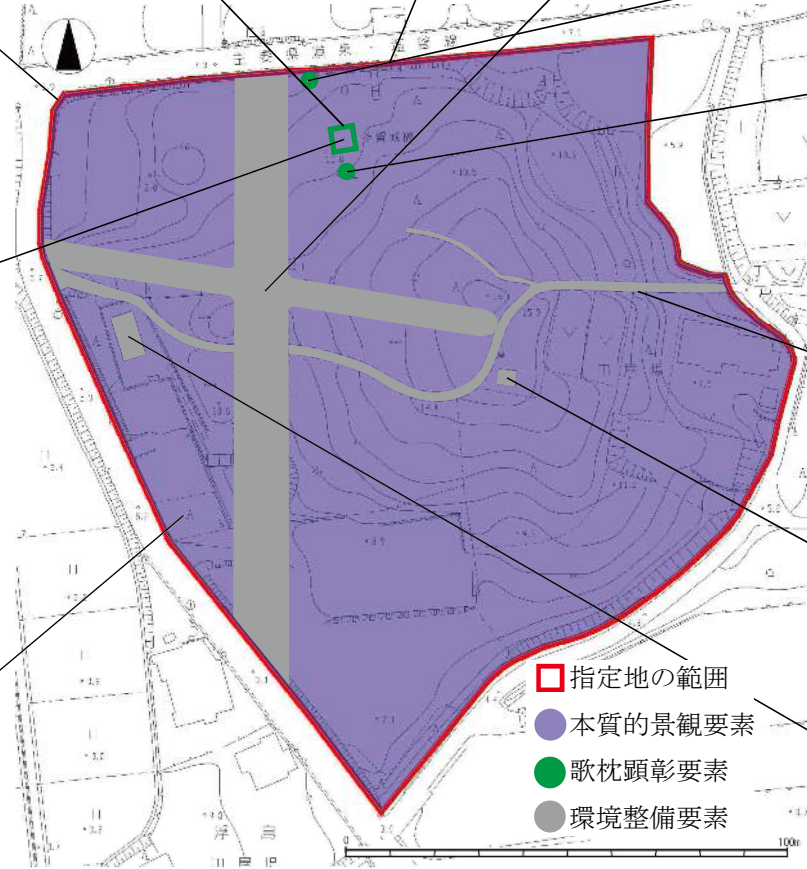
四阿



標識・説明板等



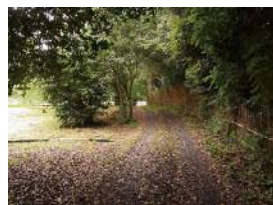
トイレ・ベンチ



第7図 壺碑（つぼの石ぶみ）の現況と構成要素（指定地内）



金堀地区



六月坂地区



大畑地区



政庁跡



壺碑 (つぼの石ぶみ)



政庁-南門間道路



あやめ園

第8図 壺碑 (つぼの石ぶみ) の現況 (周辺地域)

③構成要素の検討

○『おくのほそ道』『曾良旅日記』『名勝備忘録』

- ・おくのほそ道

壺碑 市川村多賀城に有。

つぼの石ぶみは、高サ六尺余、横三尺斗敷、苔を穿て文字幽也。

四維国界之數里をしるす。「此城、神龜元年、按察使鎮守符將軍大野朝臣東人之所里也。天平宝字六年、參議、東海東山節度使同將軍惠美朝臣獨修造而。十二月朔日」と有。聖武皇帝の御時に当れり。

→壺碑・つぼの石ぶみ（多賀城碑）、此城（多賀城跡）

- ・曾良旅日記

仙台ヲ立、十符菅・壺碑ヲ見ル。

→壺碑（多賀城碑）

- ・名勝備忘録

壺碑— ^(ミチノク) — ノイハデシノブハエゾシラヌカキツクシテヨツボノイシブミ

仙台方鹽竈へノ道、市川村ト云ノ屋敷ノ中ヲ右へ三四丁田ノ中ヲ行バ、ヒクキ山ノ上リ口ニ有。仙台方三リ半程有。

→壺碑（多賀城碑）、ヒクキ山の上り口（丘陵）

市川村ノ上ニ多賀城跡有。

→多賀城跡

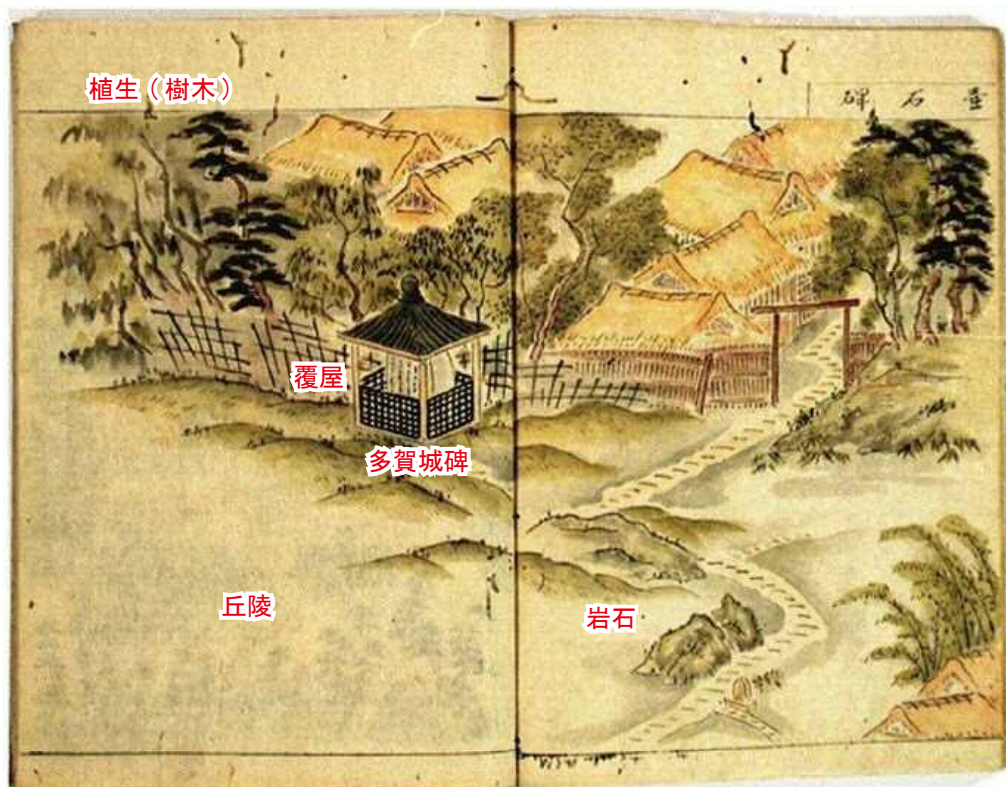
○『おくのほそ道』以降の資料から

- ・松平陸奥守あて水戸光圀書簡（『水戸義公全集』所収）

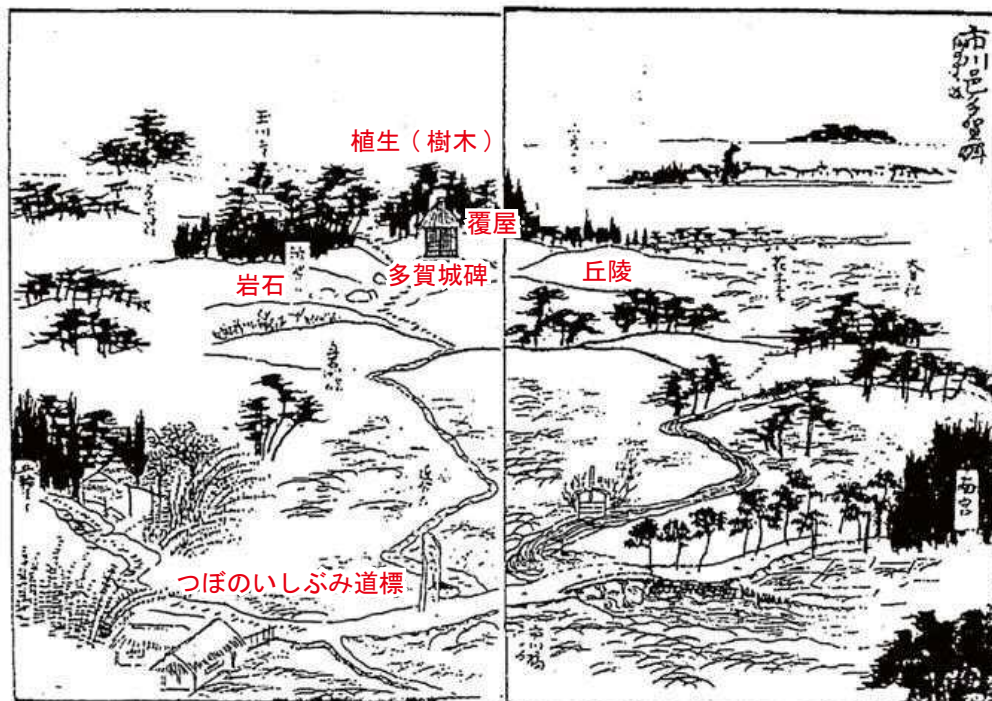
陸奥守殿御領内宮城郡壺之石碑之事、古今其かくれなき碑ニ而候、近来及破損候由伝承候、御領内之事を外よりケ様之事申候段指出申たる様ニ候得共、何卒修復を加へ、碑之上ニ碑亭を建、永代迄伝り申様ニ仕度念願ニ候、・・・

→壺之石碑（多賀城碑）、碑亭（覆屋）

○絵図資料から



『陸奥紀行』 宣俊撰、坂口員正画 寛政8年(1796)写
→多賀城碑、丘陵(岩)、覆屋、植生(樹木)



『奥州名所図会』 大場雄淵 19世紀初め
→多賀城碑、丘陵(岩)、覆屋、植生(樹木)、石碑(つぼのいしぶみ道標)

④本質的価値を構成する要素

・『おくのほそ道』、『曾良旅日記』、『名勝備忘録』に描写された要素

下記の構成要素は、『おくのほそ道』当時の風景を今に伝えるものであり、鑑賞上の価値は極めて高いことから、風致景観の本質的価値を構成する要素と言える。

多賀城碑

芭蕉は多賀城碑を見て、「むかしよりよみ置る歌枕、おほく語伝ふといへども、山崩、川流て、道あらたまり、石は埋て土にかくれ、木は老て若木にかはれば、時移り代変じて、其跡たしかならぬ事のみを、爰に至りて疑なき千歳の記念、今眼前に古人の心を閲す。」と、古来より変わらぬ姿に感動した様子を記している。

丘陵

名勝備忘録には、多賀城碑が「ヒクキ山ノ上リ口ニ有。」と説明されている。

多賀城跡

芭蕉は、多賀城碑を観察し、「四維国界之数里をしるす。「此城、神亀元年、按察使鎮守将軍大野朝臣東人之所里也。天平宝字六年、参議、東海東山節度使同将軍惠美朝臣獮修造而。十二月朔日」と有。聖武皇帝の御時に当れり。」と詳細に記している。これは、多賀城碑が「千歳の記念」であることを示す根拠であり、これにより「古人の心」を確かめるに至る。

・芭蕉来訪以後の歌枕保護顕彰活動において描写された要素

歌枕の保護・顕彰活動において絵図や文献などに描かれた要素、または現地にもたらされた要素は、現在の風致景観の礎になっているものであり、鑑賞上の価値は高い。

覆屋

芭蕉が訪れてから2年後に、水戸光圀は家臣を多賀城に派遣し、碑が苔むした状態であることを知る。当時の仙台藩主伊達綱村に覆屋を建てて碑を保護することを提案し、これを受けて覆屋が作られ、その後現代に至るまで碑が守られてきた。

植生

『陸奥紀行』や『奥州名所図会』には、多賀城碑周辺や丘陵上に松のような樹木が林立している様子が描かれている。

石碑

『奥州名所図会』には、多賀城碑へと向かう小道の曲がり角に、「つぼのいしぶみ道標」が立てられている様子が描かれている。

(2) 興井

①概要

興井は、『古今和歌集』小野小町の歌「おきのゐて 身をやくよりも かなしきは 宮こしまべの わかれなりけり」や、『千載和歌集』に見える二条院讃岐の「わが袖は しほひにみえぬ おきの石の 人こそしらね かわくまぞなき」などで有名になった歌枕である。

元禄2年(1689)5月8日、おくのほそ道の旅で芭蕉は壺碑と対面した後、野田の玉川を経て興井を訪ねている。この場所は『おくのほそ道』には「沖の石」と記されているが、「曾良旅日記」本文には「興井」とみえる。曾良はまた「名勝備忘録」においても「興井 末ノ松山ト壹丁程間有。八幡村ト云所ニ有。仙台より塩竈へ行右ノ方也。塩竈より三十町程有。所ニテハ興ノ石ト云。村ノ中屋敷之裏也。」と記しており、同所は「おきのゐ」で、「おきのいし」とも呼ばれていたという。仙台藩が歌枕の整備を行った際、二条院讃岐の歌に詠み込まれた「沖の石」と、小野小町の歌にみえる「おきのゐ」はそれぞれ別に整備され、同所は歌枕「おきのゐ」の地とされたことが、『奥州名所図会』に明確に描写されている。

天和元年(1681)仙台藩の重臣で八幡の領主であった天童氏によって藩に提出された「宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図」(文政7年=1824年写し)の控えが、天童家文書の中に残されている。その絵図には天童氏によって作られたまち並みが描かれ、足軽屋敷の中に混在する百姓家の間に「沖石」が見え、当時既に人家の中にあつたことがうかがえるのである。こうした状況を裏付けるように、曾良の「名勝備忘録」には、「興井 末ノ松山ト壹丁程間有。八幡村ト云所ニ有。(中略)村ノ中屋敷之裏也。」と記されている。

このような記載は他にも、「八幡農家中に小池有り」(『奥羽観蹟聞老志』(享保4年=1719年成稿))や「沖井 宝国寺南数十歩。農家前ニ在リ」(『塩松勝譜』文政5年(1822)成立)、「興の井は、やはた街の南、農家の背戸にあり」(『奥州名所図会』19世紀初め)など見られ、いずれも八幡村の農家のそばにあるという記述である。

また、『陸奥紀行』(明和6年=1769年旅行、寛政8年=1796年写本)や、『奥州名所図会』(19世紀初頭)に描かれた図には、いずれも、池の周囲を垣で囲み、池には橋が架けられ、水草が生え、美しく整えられた様子が見え、さらに『奥州名所図会』は、興井を訪ねて来た三人の人物も描いており、歌枕の地として整備された興井が、人々の関心を集める名所でもあつたことが見てとれる。

仙台藩により整備され、安永3年(1774)に仙台藩に提出された「風土記御用書出」には、「肯山様(4代藩主伊達綱村)が寛文9年(1669)、八幡村の肝入であつた家を「奥井守」に任じ、今でも代々その役を勤めており、そのため諸役が免除されている」と記されており、仙台藩によって、手厚い保護の体制がとられていたことがわかる。

現在でも、八幡の住宅地にある「興井」の姿は、江戸時代の面影を今に伝えており、『奥羽観蹟聞老志』に「池中に奇石礪々とする佳状愛す可し」と記された情景は、現在でもよく残されている。

②指定地の現況

・指定地内の現況

「興井」は市内八幡二丁目の住宅地内、末の松山の南に位置している。指定地内は、直径約20m、現地表からの深さ約1.2m、水深約20～70cmの池と、池の中に露出した頁岩の岩塊からなる。

岩塊は池中に浮かぶように露出しており、岩全体に走る節理により、独特な景観となっている。岩の上部には、自然に発芽した松や楓が生えている。また、岩の表面は苔に覆われている。岩塊の北側には、平成11年に説明板が設置されている。

池の壁面は、道路に面した部分は石垣、私有地に面した部分はコンクリート擁壁で補強されている。底面は、玉石が埋め込まれたコンクリートが打設されている。南西側壁からは、近隣から引き込んだ井戸水が常時池に注がれており、池水は南側の暗渠を通り指定地外へと排水される。

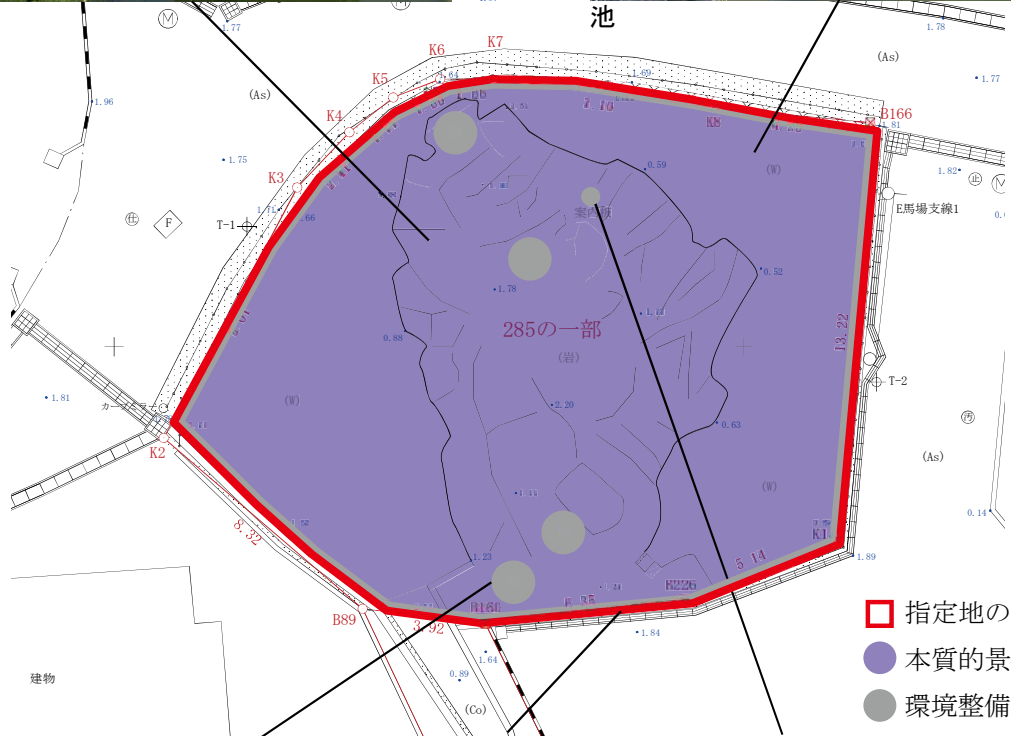
・指定地周辺の現況

指定地の北側は市道、東・西・南側は私有地に面している。北側の市道沿いには、道路で一般的に用いられるデザインのフェンスがめぐる。東側の宅地との境にもフェンスがめぐるが、北側のフェンスとはデザインが異なる。池の南東側から南に向かって水路が伸びているが、現在は水が流れていない。



岩塊

池



植生



池の護岸



説明板

第9図 興井の構成要素（指定地内）



案内サイン



末の松山・興井間道路



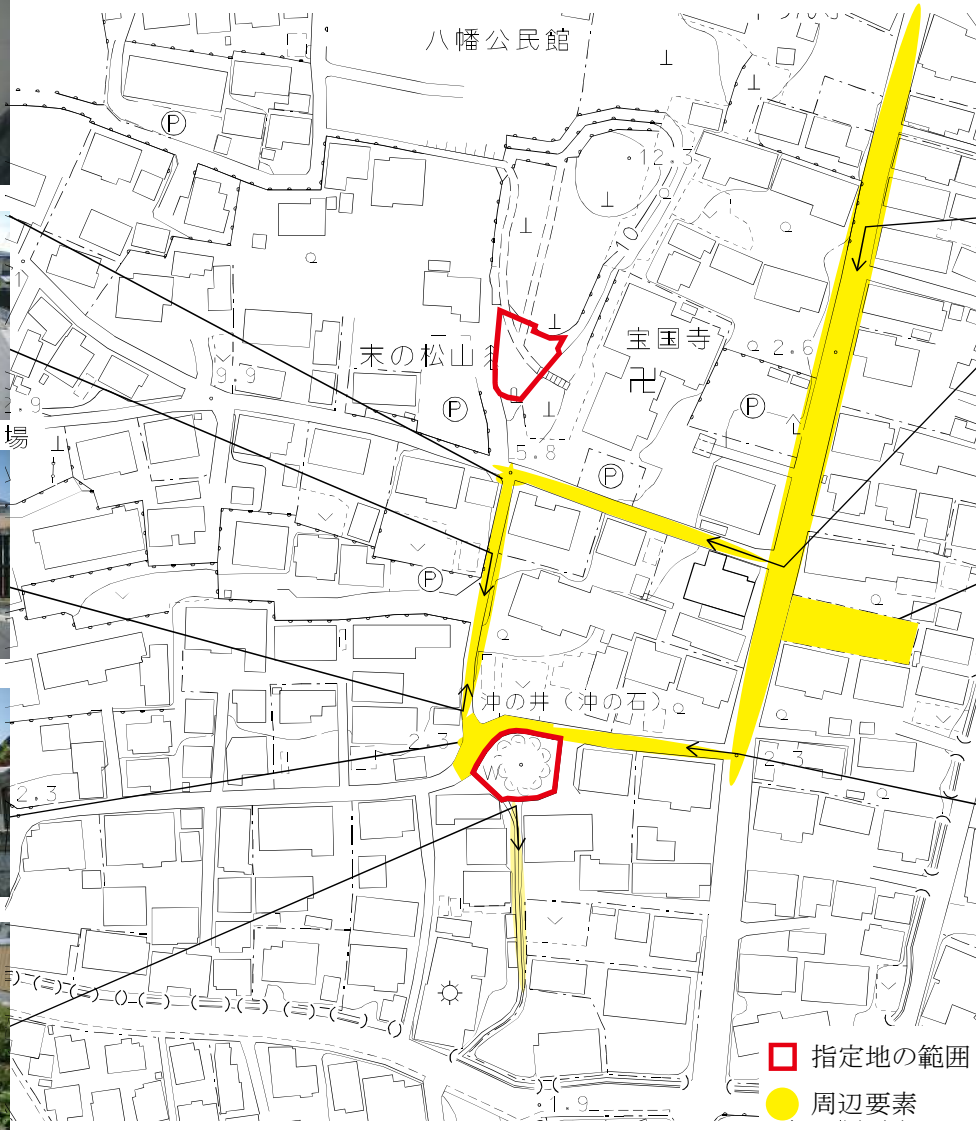
興井・末の松山間道路



案内サイン



水路



第10図 興井の構成要素(周辺地域)



JR多賀城駅からのアプローチ



周辺道路



駐車場



周辺道路



柵・周辺道路

③構成要素の検討

○『おくのほそ道』『曾良旅日記』『名勝備忘録』

- ・おくのほそ道

それより野田の玉川、沖の石を尋ぬ。

→石（岩塊）

- ・曾良旅日記

末ノ松山・興井・野田玉川・おもはくの橋・浮嶋等ヲ見廻リ帰。

- ・名勝備忘録

興井 八幡村ト云所ニ有。仙台方塩竈へ行右ノ方也。塩竈方三十町程有。所ニテハ興ノ石ト云。村ノ中屋敷ノ裏也。

→石（岩塊）

○『おくのほそ道』以降の資料から

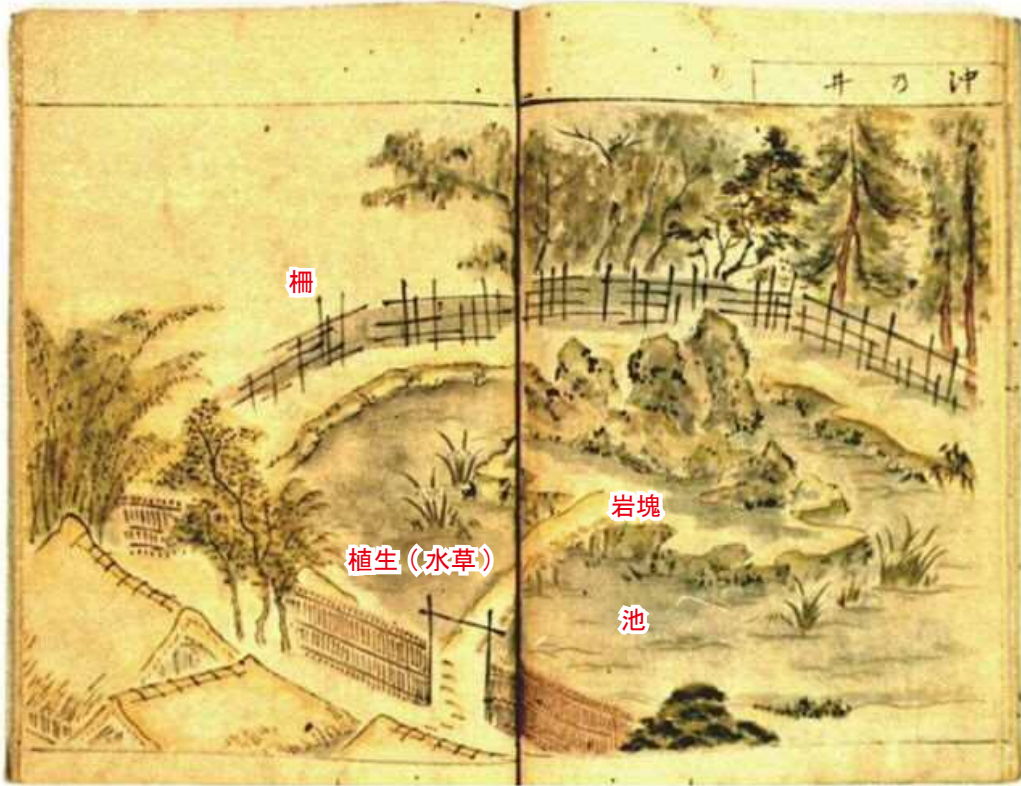
- ・『奥羽観蹟聞老志』佐久間洞巖 享保4年（1719年）

興井

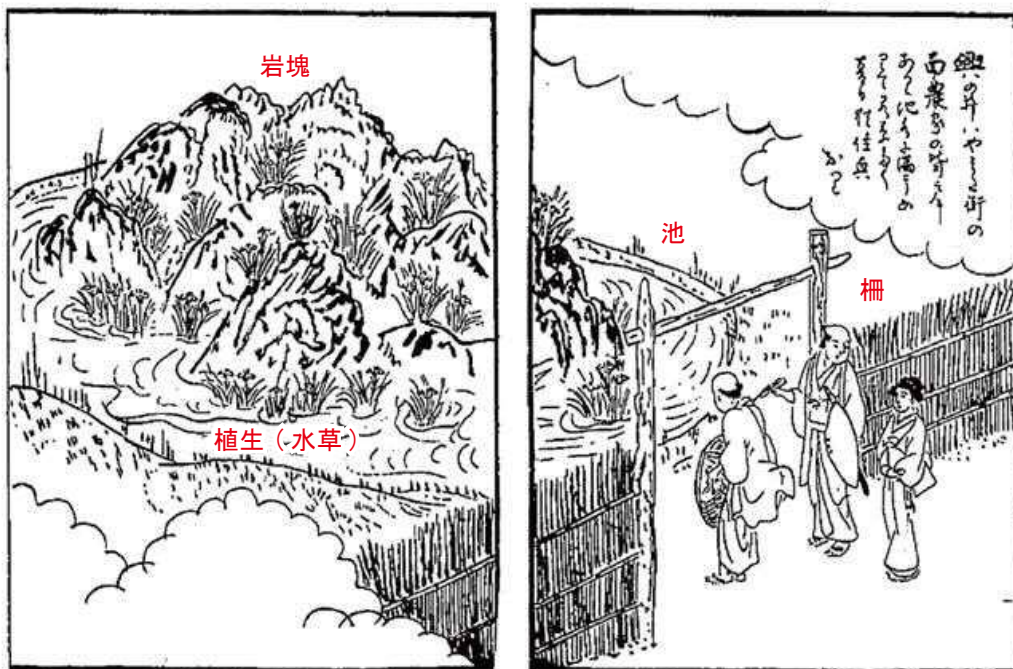
未詳其地相伝同郡八幡農家中有小池中奇石礪々佳状可愛州人古来曰興石奇絶如盆池池中乾隅有水脈而出是乃興井也俗子以為二条院讚岐沖石詠則指此石者也不知以湖水湿海石難乾而此之愁人涙袖之霑也

→奇石（岩塊）、小池・池

○絵図資料から



『陸奥紀行』 宣俊撰、坂口員正面 寛政8年(1796)写
→岩塊、池、柵、水草(植生)



『奥州名所図会』 大場雄淵 19世紀初め
→岩塊、池、柵、水草(植生)

④本質的価値を構成する要素

- ・『おくのほそ道』、『曾良旅日記』、『名勝備忘録』に描写された要素

『おくのほそ道』には「沖の石を尋ぬ。」、『名勝備忘録』には「興井 八幡村ト云所ニ有。仙台方塩竈へ行右ノ方也。塩竈方三十町程有。所ニテハ興ノ石ト云。村ノ中屋敷ノ裏也。」のみの記述であり、名称から石が存在していたことは推定できるが、そのほかの当時の状況を推測できるような内容ではない。

- ・芭蕉来訪以後の歌枕保護顕彰活動を通して描写された要素

歌枕の整備・保護活動により描かれた構成要素は、現在の風致景観の礎になっているものである。その中でも岩塊と池は不動産であり、『おくのほそ道』当時にも存在していた可能性が極めて高いことから、『おくのほそ道』等には記されていないが、風致景観の本質的価値を構成する要素と言える。

岩塊

『奥羽観蹟聞老志』には池の中にある「奇石」として表現されており、『陸奥紀行』や『奥州名所図会』では凹凸する岩塊として描かれている。『おくのほそ道』等には具体的に描写されていないが、芭蕉が訪れた当時も確実に存在していたと推測できるものである。

池

『奥羽観蹟聞老志』には「小池」や「盆池」と表現され、北西隅に水脈があるとのことから、湧水による池であったと考えられる。『陸奥日記』や『奥州名所図会』では、岩塊を囲むような不整形の池として描写されている。『おくのほそ道』等には描写されていないが、芭蕉が訪れた当時も確実に存在していたと推測できるものである。

植生

『陸奥紀行』では池中から水草が、『奥州名所図会』では岩上や池中から水草が生えた様子が描かれている。また、『奥州名所図会』には、「池水の満干ありて、水草多く、夏日猶佳興なり」と記されている。

しかし、現況に認められるようなマツやカエデが叢生している様子は描写されていない。

柵

『陸奥紀行』や『奥州名所図会』では、池を囲むように竹垣のような柵がめぐっている。柵には入り口が設けられており、両資料とも同じ構造に描かれている。『奥州名所図会』には、来訪者が入り口から入り岩塊や池を鑑賞する様子が描かれている。一方で、柵が描かれていない絵図も存在する。

芭蕉が訪れたときに柵が存在していたかどうかは不明であるが、歌枕保護顕彰活動によって柵が整備された時期があったと推測できる。少なくとも、18世紀末～19世紀の始め頃には、柵がめぐっていたと考えられる。

(3) 末の松山

①概要

「末の松山」は最古の勅撰和歌集である『古今和歌集』（延喜5年＝905年成立）に初めて登場し、以後みちのくを代表する歌枕として、とりわけ愛の象徴の歌枕として数多くの歌に詠み込まれた。

「君をおきて あだし心を わがもたば すゑの松山 浪もこえなむ」

（『古今和歌集』東歌）

「ちぎりきな かたみにそでを しぼりつつ すゑの松山 なみこさじとは」

清原元輔（『後拾遺和歌集』）

「うらなくも 思ひけるかな 契りしを 松より波は 越えじものぞと」

紫上（『源氏物語』明石）

安永3年（1774年）の「八幡村八幡社別当末松山般若寺」書上には、延宝年中（1673～1680年）頃まで、同寺に古鐘があり、それには「奉謹鐘鑄 奥州末松山八幡宮 大檀那介平景綱 大工藤原弘光 大工加当安吉 永仁七年二月朔日」の銘が刻まれていたと記されている。このことから、鎌倉時代の永仁7年には、既に現在地付近が末の松山として定着していたことが知られる。

元禄2年（1689）5月8日、おくのほそ道の旅で壺碑と対面した芭蕉は、野田の玉川、沖の石を経て、末の松山を尋ねる。松の間に墓が点在する光景を見た芭蕉は「はねをかはし枝をつらぬる契りの末も、終はかくのごときと、悲しさも増りて」と『おくのほそ道』に記している。愛の誓いの象徴となった歌枕「末の松山」一変わらぬ男女の契りも、結局は眼前に見るような墓の下に帰してしまうものであると、無常を感じるのである。

仙台藩の儒学者である佐久間洞巖の著書『奥羽観蹟聞老志』（享保4年＝1717年）には、末の松山に「青松数十株」があると記されている。これは『おくのほそ道』に記載された「末の松山は寺を造て、末松山といふ。松のあひあひ皆墓はらにて」と符号しており、当時松林が広がっていた様子がうかがえる。

現在、おくのほそ道当時のままに「末松山宝国寺」がある。その墓越しに見る松の姿は、芭蕉が『おくのほそ道』のなかで無常を感じた面影を今に伝えている。

②指定地の現況

・指定地内の現況

「末の松山」は、市内八幡二丁目の住宅地内にある。指定地は、標高約8mの南北に伸びる丘陵上の南端にあたる。現在、市指定保存樹木に指定されている、推定樹齢480年、樹高約19mの2本のクロマツがそびえる。また、宝国寺により植林された松が、指定地の北東側に生えている。末の松山は、昭和47年に市指定文化財に指定して以来、市教育委員会が、古の歌枕の地の保護に努めてきた。松を枯死させないように、マツクイムシ防除のための樹幹注入を定期的実施しており、さらに地元八幡の人々によって、周辺の清掃活動が続けられている。

・指定地周辺の現況



マツ（樹齢約480年）



マツ（後継樹）

294
宝国寺



柵

- 指定地の範囲
- 本質的景観要素
- 環境整備要素



丘陵



植生

第11図 末の松山の構成要素（指定地内）



指定地南側道路



歌碑・説明板・植生



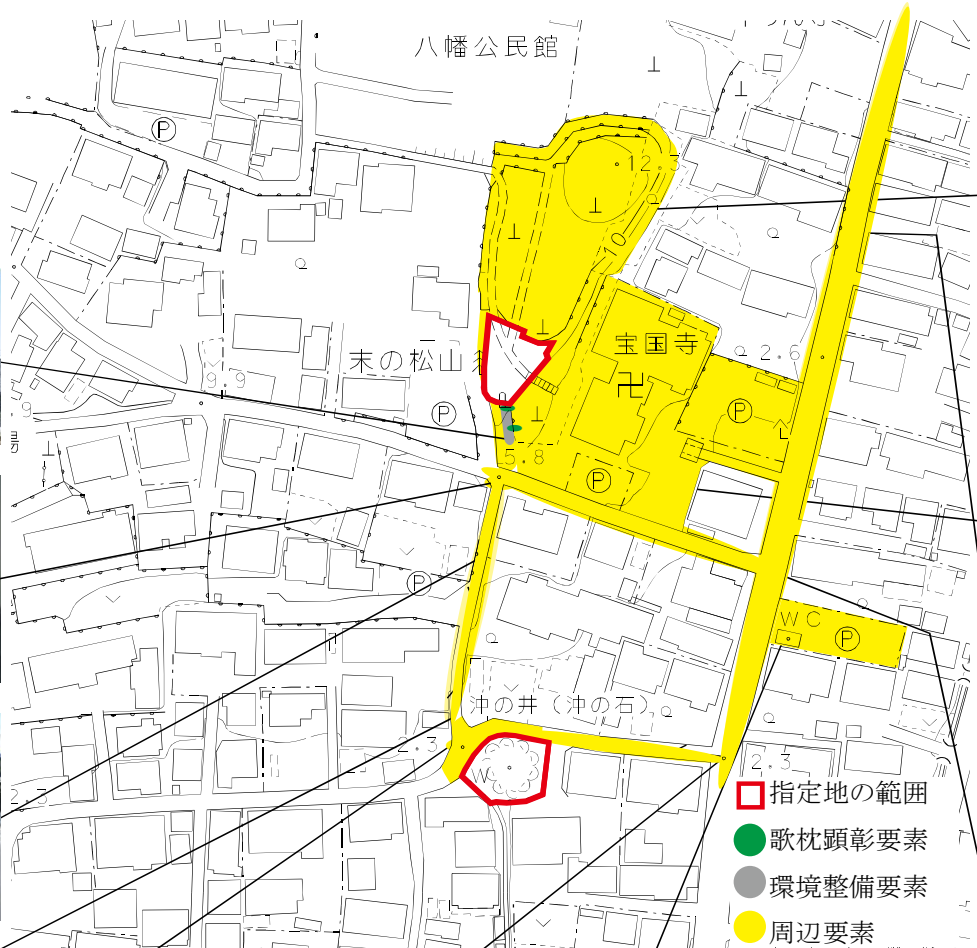
案内サイン



末の松山→興井



興井→末の松山



丘陵・墓地



寺院(宝国寺)



駐車場前道路



案内サイン



駐車場側→興井



駐車場とトイレ



駐車場側→末の松山

第12図 末の松山の構成要素(周辺地域)

指定地は丘陵の南端に位置しており、南東方向に向けて緩やかに傾斜する。東側は削平され、墓地と駐車場になっている。

指定地の北側に広がる丘陵には、現在宝国寺の檀家の墓地となっている。現在は、松が指定地内に4本しか残っていないが、『おくのほそ道』当時には、丘陵上に松と墓が並び立っていたと考えられる。北東側には、『おくのほそ道』では「寺を造て、末松山といふ。」、『名勝備忘録』では「末松山宝国寺ト云寺ノ後」と記されている宝国寺がある。

③構成要素の検討

○『おくのほそ道』『曾良旅日記』『名勝備忘録』

・おくのほそ道

末の松山は寺を造て、末松山といふ。松のあひあひ皆墓はらにて、はねをかはし枝をつらぬる契の末も、終はかくのごときと、悲しさも増りて、鹽がまの浦に入相のかねを聞。

→松、山（丘陵）、寺・末松山（寺院）、墓（寺院）

・名勝備忘録

末松山 塩がまの巳午ノ方、三十丁斗。八幡村ニ末松山宝国寺ト云寺ノ後也。市川村ノ東

廿丁程也。仙台ヲ塩がまへ行ば右ノ方也。多賀城ヨリ見ユル。

→松、山（丘陵）、末松山宝国寺（寺院）

○『おくのほそ道』以降の資料から

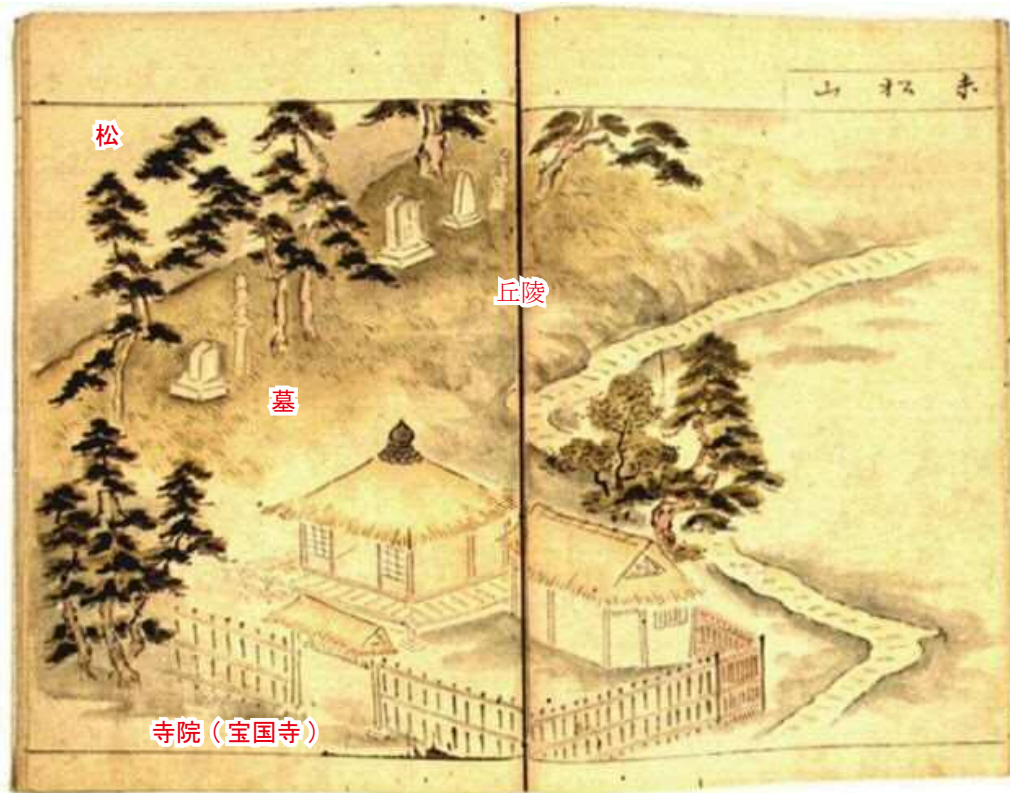
・『奥羽観蹟聞老志』佐久間洞巖 享保4年（1719年）

末松山

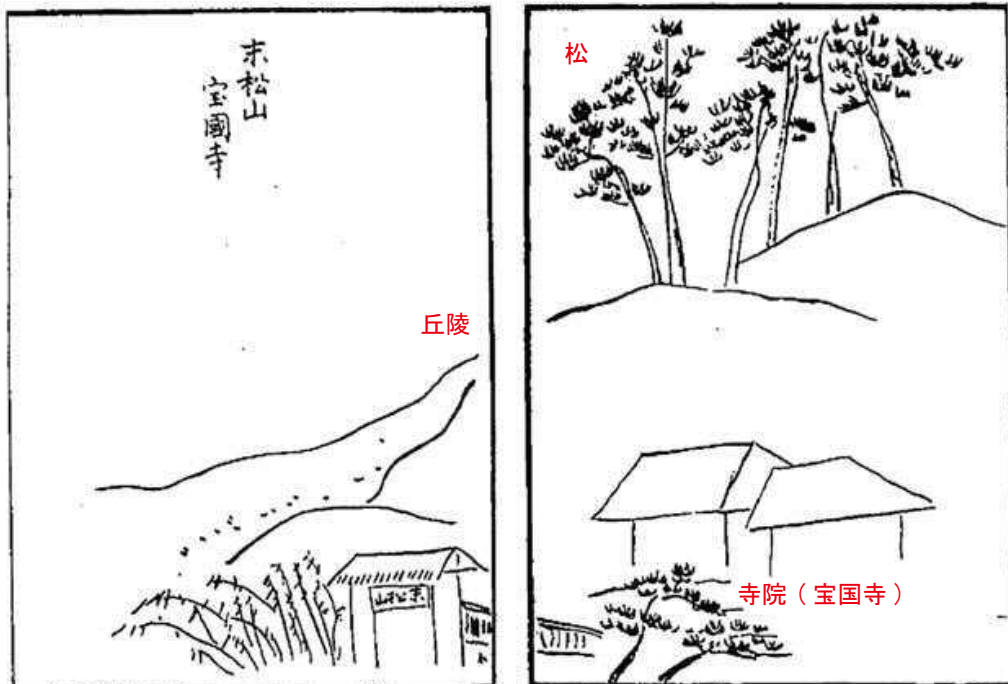
八幡村中有寺曰末松山鄰障寺寺林有高丘丘上青松数十株

→青松数十株（松）、高丘（丘陵）、寺（寺院）

○絵図資料から



『陸奥紀行』 宣俊撰、坂口員正画 寛政8年（1796）写
→松、丘陵、寺院（宝国寺、墓地）



『奥州名所図会』 大場雄淵 19世紀初め
→松、丘陵、寺院（宝国寺）

④本質的価値を構成する要素

・『おくのほそ道』、『曾良旅日記』、『名勝備忘録』に描写された要素

下記の構成要素は、『おくのほそ道』当時の風景を今に伝えるものであり、鑑賞上の価値は極めて高いことから、風致景観の本質的価値を構成する要素と言える。

なお、歌枕の整備・保護活動により描かれた構成要素も、上記に描写されたものと同一である。

マツ

末松山宝国寺の後ろにある末の松山を見た芭蕉は、「松のあひあひ」に墓が広がっているのを見て、悲しさを感じたことを記している。また、『名勝備忘録』には「多賀城ヨリ見ユル」と記載されており、多賀城から認識できるくらい松が茂っていたと推測できる。

丘陵

『おくのほそ道』、『曾良旅日記』、『名勝備忘録』における具体的な描写はないが、「末の松山」の名称が示す通り、本質的な価値を構成している要素と言える。

『奥羽観蹟聞老志』には、「高丘丘上」に松林があると記載されている。

『陸奥紀行』には宝国寺の裏に細長い低丘陵が描かれている。『奥州名所図会』にも宝国寺の裏に丘陵が描かれているが、『陸奥紀行』のそれよりも高く描写されている。

寺院（宝国寺、墓地）

『おくのほそ道』において、芭蕉は「末の松山は寺を造て、末松山といふ。」と紹介している。また、「松のあひあひ皆墓はら」という当時の状況を伝えている。また、『名勝備忘録』には、「八幡村ニ末松山宝国寺ト云寺ノ後也」との記載がある。

第5章 現状と課題

(1) 壺碑（つぼの石ぶみ）

①主な現状

- ・指定地全体及び周辺地域が特別史跡多賀城跡附寺跡に指定されており、文化財保護法により保護されてきたため、良好な景観が保たれてきた。
- ・指定地全体及び周辺地域では、古代多賀城の保存と活用を目的とした環境整備により、遺構の平面表示、説明板の設置、便益施設の整備などが行われてきた。
- ・来訪者に対しての現地案内が活発に行われているほか、歴史授業や俳句結社等によるイベントも開催されている。

②主な課題

- ・碑の劣化、樹木の枯損、施設の破損など、経年劣化による構成要素の損失が懸念される。
- ・古代多賀城としての環境整備が進められていく中で、来訪者に名勝おくのほそ道の風景地としての価値も享受してもらえるように調整を図る必要がある。
- ・名勝おくのほそ道の風景地に特化した広報媒体がないなど、ソフト面での活用が十分とは言えない。
- ・維持管理のマニュアルが十分に整備されていない。
- ・文化財部局と現地案内、現地でのイベント開催団体等との連携が十分には図れていない。

壺碑(つぼの石ぶみ)の現状と課題 (指定地内)

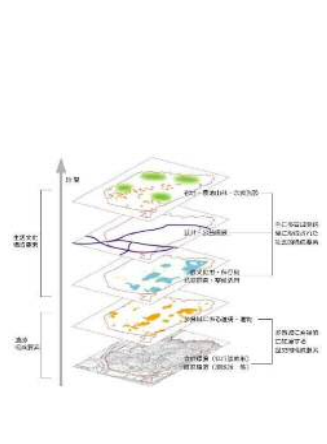
要素	要素	現状	課題
 <p style="text-align: center;">丘陵</p>	<p>本質的 景観要 素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定地である丘陵全体が特別史跡に指定されている。 指定地は、多賀城の南門跡周辺に位置している。 文化財保護法により保護されてきたため、現在もなお良好な景観が保たれている。 指定地は既に公有地となっている。 丘陵上には、露出した岩石が点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> かつて住宅があった場所では、地形が削られ、擁壁が残存したままになっている箇所があり、景観を損ねている。
 <p style="text-align: center;">多賀城碑</p>	<p>本質的 景観要 素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年に重要文化財(古文書)に指定された。 多賀城碑は、多賀城を修造した藤原朝獨の業績を顕彰する、奈良時代の石碑である。 江戸時代以降、歌枕の「壺碑」として有名になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 碑全体は比較的保存状態が良いが、湿度が高い季節には、碑面が苔などで黒ずむことがあり、劣化が懸念される。
 <p style="text-align: center;">多賀城跡 (南門付近の写真)</p>	<p>本質的 景観要 素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古代東北の政治的・軍治的拠点となった城柵である。多賀城碑に724年に創建されたと記されており、発掘調査成果から11世紀前半頃まで存続していたと見られている。 名勝「壺碑(つぼの石ぶみ)」のある丘陵は、多賀城跡附寺跡として、大正11年に北半が史跡指定、昭和41年に特別史跡指定、昭和49年に南半が追加指定され、文化財保護法により保護されてきた。 名勝指定地内は、これまでの調査により、政庁-南門間道路と南北大路、横断する築地塀、南門の存在が明らかになっている。 現状変更の取り扱いについては、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画に基づき、古代遺構の保存を大前提としている。 宮城県により、整備事業計画に基づき環境整備が実施されてきた。現在、地形の修復、南門の盛土保護、南北大路の平面表示が行われている。また、丘陵のほぼ中央を横断するように、南辺築地塀跡が残存している。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画により環境整備が先行的に予定されている。こうした計画による古代遺構の遺構平面表示などと名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観の調和を図る必要がある。

 <p style="text-align: center;">覆屋</p>	<p style="text-align: center;">歌枕顕彰要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城碑は、『おくのほそ道』当時には露出して建っていたが、水戸光圀の勤めもあり、伊達綱村によって覆屋が建築された。現在の覆屋は明治8年の建造と見られ、平成9年度に解体修理が行われた。 ・基礎石は布コンクリート基礎地業である。建物内部は山砂で養生し、その上をタタキ仕上げしている。 ・覆屋の鍵は、多賀城市教育委員会と多賀城跡調査研究所で管理しており、調査研究や清掃等の管理作業の際に解錠している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化や周辺樹木の枝折れによる破損が懸念される。 ・鳥が覆屋内に入り、糞が付着することがある。
 <p style="text-align: center;">植生</p>	<p style="text-align: center;">歌枕顕彰要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内には、約200個体の樹木がある。 ・昭和53～57年度にかけて、宮城県により灌木の伐採・伐根、ヤマザクラ・モミジ・万葉植物・地被植物の植栽、地形修復などの環境整備が行われている。雑草については、維持管理業務として定期的に除草を行っている。 ・平成9年に実施した多賀城碑周辺の樹木を対象とした植生調査では、江戸時代末に発芽したクロマツ 明治時代末に発芽したアカマツとスギが確認されている。 ・明治時代末に発芽した樹木については、大正天皇即位記念として、大正4(1925)年に移植されたものとの見解が示されている。 ・指定地内での定期的な経過観察は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城碑周辺の樹木の中には、樹齢100年を超えるものもあり、枯損が目立ってきている。 ・2015年の計画策定に係る植生調査では、特にソメイヨシノの枯損が著しいことが判明している。 ・倒木や枝折れにより覆屋や多賀城碑が損壊する恐れがある。
 <p style="text-align: center;">つぼのいしぐみ道標</p>	<p style="text-align: center;">歌護顕彰要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城碑の北側の道路沿いに建っている。 ・壺碑を訪れる人が、迷うことなくどり着けるように、奈良で墨製造業を営んでいた古梅園が中心となり享保14年(1729)年に現在の市川橋付近に設置されたものである。 ・明治9年に作成された「多賀城古址の図」には現在の位置に描かれているため、それ以前に現在の場所に移設されたと考えられる。 ・多賀城碑が江戸時代から歌枕「壺碑」として有名であったことを証明する資料であり、貴重である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な観察や清掃を行っていないため、経年劣化が懸念される。 ・かつての政庁-南門間道路上に位置しており、多賀城跡の復元整備に際して移設の懸念がある。
 <p style="text-align: center;">記念碑、顕彰碑</p>	<p style="text-align: center;">歌枕顕彰要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「御即位記念風致林」碑には、地元の学校などが大正天皇即位を記念して植樹したことが記されている。 ・芭蕉翁礼讃碑は、地元の俳人たちが芭蕉を追慕して建立した顕彰碑である。 ・これらの石碑は、当指定地の歴史のおよび文学的価値を評価したものであり、保護、顕彰や現在の景観形成に大きな影響を与えた取組みの由緒を示したものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な観察や清掃を行っていない。 ・石碑を説明したサインがない。

 <p>古代遺構の復元整備 (左：現況、右：完成イメージ)</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」及び「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」に基づき、多賀城南門等の立体復元を実施する。さらなる多賀城の調査研究の進展を図るとともに、古代東北の中心であった多賀城を五感で体感してもらうことで、この貴重な文化遺産を保存し、次代に伝えていくために事業展開を図る。 ・また、地域生活と調和を図りながら、遺跡博物館的空間として整備することで、歴史文化遺産の価値の認識、地域の活性化、歴史を活かしたまちづくりに寄与させるとともに、東日本大震災からの復興の象徴とする。 ・復元年代は、多賀城政庁第Ⅱ期（天平宝字6年（762）～宝亀11年（780年））とする。 ・多賀城創建1300年にあたる平成36年（2024）に公開することを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城南門と築地塀や、政庁－南門間道路の復元整備を行うことで、多賀城碑周辺の景観が大きく変化する。 ・こうした計画による古代遺構の遺構平面表示などと名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観の調和を図る必要がある。
 <p>トイレ・駐車場</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54・55年度の環境整備によって設置された。 ・周辺にはベンチも併設されている。 ・南側には駐車スペースが確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による器具の破損、給排水管の漏水などがある。
 <p>四阿</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54・55年度の環境整備によって設置された。 ・指定地を眺望できる南東側頂部にある。来訪者や地域住民等の休憩場所として広く活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上屋は木製であり、経年劣化が懸念される。
 <p>ベンチ</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54・55年度の環境整備によって設置された。 ・トイレ脇に3基、多賀城碑東側に1基、南東側頂部付近に1基設置されている。 ・トイレ脇のベンチは休憩場所として、東側のベンチは多賀城碑、南門跡、築地塀跡を観覧できる憩いの場としての役割がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・座席部が木製であり、経年劣化が懸念される。
 <p>園路</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54・55年度の環境整備によって設置された。 ・東側斜面のアスファルト舗装部分を除き、石畳式である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の流出などにより、石畳がぐらつくなどの劣化がある。

 <p>標識・説明板等</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内には、総合案内板、特別史跡内の地区名を示す標識、遺構説明板、誘導標識、野外模型等がある。 歌枕に関する記述は、以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ①多賀城碑南側の説明板に『おくのほそ道』の事が若干説明されている。 ②指定地北側の地区名標識に「多賀城碑(壺の碑)」と併記されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化による退色や傷等が目立つ。 設置主体によって標識・説明板等のデザインが異なり、統一感がないため、景観を損ねている。 つぼのいしづみ道標、「御即位記念風致林」、「芭蕉翁礼賛碑」の説明板がない。
 <p>現地案内</p>	<p>無形の要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアガイドが現地案内を行っている。 要望に応じて、多賀城市教育委員会職員が現地案内や現地での歴史授業を行っている。 歴なび多賀城により紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> 名勝おくのほそ道の風景地に特化した広報媒体がない。
 <p>「壺の碑」全国俳句大会</p>	<p>無形の要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年10月に「壺の碑」全国俳句大会が開催され、多くの俳句愛好者が参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 歌枕のアピールに大きく貢献しているイベントであるが、文化財部局として連携が十分に図れていない。

壺碑(つぼの石づみ)の現状と課題 (周辺地域)

要素	要素	現状	課題
 <p>特別史跡多賀城跡附寺跡</p>	<p>周辺の本質的景観要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古代東北の政治的・軍治的拠点となった城柵である。多賀城碑によると724年に創建され、発掘調査の成果から11世紀前半頃まで存続していたと見られている。 指定地の面積は、100ha以上であり、政庁地区、南門地区、大畑地区、六月坂地区、作貫地区等では遺構の平面表示による環境整備が行われている。 現状変更の取り扱いと維持管理の方針については、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画で策定されている。古代多賀城に直接関連する遺跡構成要素の保護・継承・整備活用を大前提としつつ、近世以降に形成された生活文化構成要素も良好な遺跡景観の形成に大きな役割を担っているものとして、景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城跡附寺跡として持続的な保護・継承を図るものとされている。 整備の方針については、特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画で策定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 名勝おくのほそ道の風景地保存活用計画と特別史跡多賀城跡の保存と活用に関わる各種計画との調整が必要である。

(2) 興井

①主な現状

- ・岩塊上には自然に発芽したマツやカエデが自生している。
- ・池の擁壁設置、底面のコンクリート打設、柵の設置、説明板の設置などの整備が行われてきた。
- ・江戸時代から残る地割りのまちなみの中に位置している。
- ・江戸時代から地元住民による保護活動が継続されてきており、昭和47年に市指定文化財に指定されると、地元住民と多賀城市が協働して保護にあたってきた。
- ・要望に応じて、現地案内や歴史授業等が行われている。

②主な課題



- ・樹木による岩塊の損壊が懸念される。
- ・池の水質が非常に悪い。
- ・池の擁壁、柵などが景観を損ねている。
- ・東日本大震災以降、地元団体による維持管理が継続できない状況になった
- ・名勝おくのほそ道の風景地に特化した広報媒体がないなど、ソフト面での活用が十分とは言えない。
- ・管理団体である多賀城市の岩塊を保全するための専門的知識が十分ではない。

興井の現状と課題（指定地内）

要素	要素	現状	課題
 <p>岩塊</p>	本質的 景観要素	<ul style="list-style-type: none"> 池の中に露出した頁岩の岩塊で、岩全体に走る節理により、独特な景観となっている。 岩の表面は、部分的に苔に覆われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 節理によって分断された個々の岩塊の安定度は不明である。 今後、苔が岩塊に何らかの影響を与える可能性がある。
 <p>池</p>	本質的 景観要素	<ul style="list-style-type: none"> 直径約20m、深さ約30cmの池である。 壁面と底面はコンクリートで固められている。 池水の供給源は近隣の個人宅から井戸水を引いているが、供給水量が少ないため、水の流れはほとんどない。 雨天時には、雨水が道路から浸入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水と一緒に不純物も池に溜まるため、水質が汚濁し、夏場には藻が繁殖する。 現在の井戸水だけでは水量が足りず、新たな水源を確保する必要がある。
 <p>池の底面</p>	環境整備 要素	<ul style="list-style-type: none"> 池の底面は、玉石が埋め込まれたコンクリートで打設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 底面がコンクリート打設であることと水質汚濁の因果関係について明らかにできていない。
 <p>池の護岸</p>	環境整備 要素	<ul style="list-style-type: none"> 池の壁面は、道路側は石垣、私有地に面した部分はコンクリートの擁壁となっており、統一感がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の半分は石垣であるが、半分はコンクリートの擁壁であり、景観を損ねている。 池の護岸の景観向上を図る必要がある。
 <p>植生</p>	環境整備 要素	<ul style="list-style-type: none"> 岩塊の隙間からマツ・カエデが叢生している。 マツに対しては定期的に虫害防除のための薬剤注入を実施しているが、それ以外の植物に対する措置は行っていない。 雑草については、定期的に除草を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 植生が岩塊の形状に悪影響を与える可能性がある。

 <p>説明板</p>	<p>環境整備要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年に設置された説明板である。市指定文化財として解説する内容である。 	<ul style="list-style-type: none"> 名勝を解説する内容が含まれていないことから、内容の修正を要する。 説明板は、来訪者から遠く、文字が読みにくい状態である。 近接する末の松山との説明板のデザインに統一性がない。
 <p>地元住民による維持管理</p>	<p>無形の要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「興井」は江戸時代、仙台藩が地元の肝入を「奥井守」に任命して保護し、明治以降も地元の住民により清掃活動が行われる等、良好な景観を維持するための活動が継続されてきた。 東日本大震災以前は、地元団体により岩塊と池を中心に清掃が行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元団体による維持管理は、「奥井守」以来の伝統であり歴史的に意義があるが、東日本大震災以降は活動していない。
 <p>現地案内</p>	<p>無形の要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要望に応じて、ボランティアガイドが現地案内を行っている。 要望に応じて、多賀城市教育委員会職員が現地案内や現地での歴史授業を行っている。 歴なび多賀城により紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> 名勝おくのほそ道の風景地に特化した広報媒体がない。

興井の現状と課題（周辺地域）

要素	要素	現状	課題
 <p>柵</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 池の周りにフェンスがめぐっている。 道路と私有地でフェンスのデザインが異なる。 フェンスは池への転落防止の役割を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 絵図には柵がめぐっている描写が多いが、現在のフェンスのデザインが景観を損ねている。 道路際と民地側でフェンスのデザインに統一感がない。
 <p>水路</p>	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> 池の南東側から南に向かって水路が伸びている。 周辺の道路整備等により、現在は水流が循環できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 池の水質悪化と関連している可能性がある。

	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・興井と末の松山を繋ぐ南北道路に、「沖の井（沖の石）」と「末の松山」の案内サインが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインが統一されていない。
	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地は住宅地内に位置しており、北側と西側は車道に囲まれている。 ・東側と南側は民有地となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲が道路または民有地であることから、来訪者が長時間滞在し、憩う場所がない。 ・電柱・電線が周辺地域の景観を阻害している。
	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・興井と末の松山を結ぶ道路は、一般的なアスファルト舗装である。 ・道路の両脇には民家が並び、その東側はステンレス塀、西側はコンクリート塀が巡る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・興井と末の松山の線的な整備がなされていないのが現状である。 ・興井方向から末の松山を見上げた場合、電柱と電線により景観が阻害されている。
	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通車9台、大型バス2台分の駐車スペースを持つ駐車場である。トイレや周辺地図も併設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・興井・末の松山及び江戸時代から残る八幡の歴史あるまちなみを解説する施設がない。
	<p>周辺要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・興井は、JR仙石線多賀城駅から徒歩10分弱の距離にあり、観光の主要ルートとして期待できる。 ・多賀城市観光サイン整備計画に基づき、観光サインが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅からの道路舗装については、複数の舗装材の色や模様が用いられており、統一感がない。 ・観光サインがあいまいな場所がある。